

【31用 語】

【金子…きんす】金貨のこと、又は金銭全般をさす

【慥…たしか】確か、確実、信用できる

【真正…じっしょう】相違ないこと、確かなこと

【元利…がんにり】元金と利息

【急度…きつと】きびしく、しっかりと、必ず、間違いなく、たしかに

【普請入用…ふしんにゆうよう】土木・建築工事の費用

【給仕下女…きゆうじげじょ】宿泊者への飲食の世話や雑事に召し使われた女中

【無拠…よんどころなく】やむをえず、余儀なく、しかたなく

【無心…むしん】金品を人に用立ててもらうこと、金銭を借りること

【縦令…たとい】「たとえ」とも。もし、かりに

【如何様…いかよう】どのような、どれくらい、どれほど、どんな

【出来…しゅつたい】事が起こること、発生すること

【請人…うけにん】「加判人」「口入人」「引受人」とも。奉公人や借金・質入れなどの際の保証人

【異変…いへん】普通と違う出来事、契約を違えること、違反

【31解 説】

本文書は、群馬郡伊香保村（現、渋川市）の藤野屋（温泉宿力）が文政十年（一八二七）十二月、吾妻郡岩井村（現、東吾妻町）の（伊能・いよく）平次右衛門家から金三〇両を借用した際の、いわゆる借金証文である。借用期間は「来子之七月中」とあり、翌十一年七月中には元金・利息ともに返済するとしているが、なぜか利率や担保についての記載がない。また借用理由は、建物の建築費用の支払いや抱えている給仕下女の給金などの支払いに差し支え、止むなく借用するものだとしている。さらに返済が滞った場合などには、連帯保証人である伊香保村の福田屋が弁済するとしている。

借金証文の書式としてはごく一般に見られるものであり、このよきな金銭の貸借証文は各村々で名主等を務めた旧家においては土地の質入れ・売買証文などと同様に数多く残されていることがある。また、これら証書類は借主よりも貸主側に残されているケースが多く、その多くは貸し付けたまままで、返済されなかったことを示すものである。